パブリックコメント「南相馬市災害等遺児支援金支給条例及び同条例施行規則の制定」に寄せられた意見等と市の考え方

〇募集期間　：　令和３年３月１５日（月）から令和３年４月３日（日）までの２０日間
〇意見総数　：　４件（４人）
・地域協議会　：　４件（４人）（意見：４件）
・パブリックコメント　：０件

No	項目	意見等（要約）	市の考え方
1	概要（４.支給金額）	① 支給要件に所得制限を設けていないが、相当の収入がある方は該当から外すべきではないでしょうか。 ② 今までとは違い、支援金額が増額されるのですから、所得制限がないと不公平感が出るのではないでしょうか。	所得制限については、東日本大震災遺児等支援金支給条例及び南相馬市交通遺児激励金支給条例での支給対象者を引き継ぐことを踏まえ、親を亡くした要因によって子どもの対象年齢及び支援額に差が出ないように、所得制限は設けずに自立支援の充実に努めてまいります。
2	概要（３.受給資格）	③ 植物状態で再起不能というような場合のときも、支給対象者に含むことはできないでしょうか。	受給資格要件では、子どもの保護者を失った児童を養育する方としております。
3	概要（５.支給方法）	④ 「支援金は３月に支給する」とありますが、「毎年１月１日現在において、遺児を養育する申請者に振り込み」とあるので、受給資格を満たした時点で早めに支給してはどうでしょうか。	市内へ養育者と居住されていること等の受給資格要件の有無を確認する基準日として設けるものであり、確認後、速やかな支給の対応を図ってまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。 市民の皆様のご意見を取り入れながら，効率化やサービス向上が可能な部分につきましては、着実な実行に努めてまいります。